

伊丹市上下水道局発注工事の成績評定要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、伊丹市上下水道局（以下「本局」という。）が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定および指導育成並びに工事の品質向上を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、本局が発注する全ての請負工事とする。ただし、別表に掲げる工事については評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は次各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 工事の施工体制、施工状況及び工事目的物の品質等の評価
- (2) 工事特性の評価
- (3) 創意工夫の評価
- (4) 社会性等の評価

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、「伊丹市上下水道局発注工事の検査事務取扱要領」（平成26年4月1日）（以下「検査事務取扱要領」という。）第2条および「伊丹市上下水道局工事監督要領」第2条に規定する監督員（総括監督員・主任監督員）および検査員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督および検査により確認した事項に基づき、工事ごとにかつ評定者ごとに独立して厳正かつ公正に行うものとする。

- 2 評定は、検査後に工事の手直しがあつたときは、手直し前の状態をもつて行うものとする。
- 3 評定は、別に定める工事成績評定表（以下「評定表」という。）に基づき行うものとする。

(評定の時期)

第6条 評定者は、完成検査の終了後、直ちに評定を行うものとする。

(工事成績の判定)

第7条 工事成績の判定は、前条の評定の方法による評定点合計をもつて、次の基準により判定するものとする。

	判定	工事成績評定点
A	優れている	100.0～85.0点
B	やや優れている	84.9～75.0点
C	普通である	74.9～65.0点
D	やや劣る	64.9～55.0点
E	劣る	54.9点以下

第2章 検査対象工事の評定

(評定の報告)

第8条 総括監督員および主任監督員は、工事の完成検査が終了したときは、工事成績の評定を行い、遅滞なく経営企画課の検査員に評定結果を報告するものとする。

2 検査員は、前項の規定に基づき監督員より評定結果の提出を受けたときは遅滞なく評定を行い、評定結果を経営企画課長に報告しなければならない。

3 経営企画課長は、前項の規定により報告を受けた評定結果を管理者まで報告しなければならない。

4 経営企画課長は、本条第2項の規定により報告を受けたときは、遅滞なく工事所管課長に工事成績評定報告書（様式第1号）により評定結果を報告しなければならない。

(評定結果の通知および公表)

第9条 管理者は、評定が完了した場合は、当該工事の受注者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知し、あわせて公表するものとする。

(評定の修正)

第10条 管理者は、当該評定を修正する必要があると認められるときは修正しなければならない。

2 前項の規定により修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年10月1日から施行し、公表については同日以降公告分から適用する。

付 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

評定を省略することができる工事

1 予定価格が130万円以下の工事
2 単価契約による工事
3 施設の維持管理を目的とした工事で、役務の提供が主たる目的のもの
4 災害時における緊急の工事
5 施設や構造物の解体を目的とした工事で出来形の評価ができないもの
6 受注者の特許による工事
7 以上のほか経営企画課長が評定の必要がないと認める工事

様式第1号（第8条関係）

平成 年 月 日

（工事所管課長）

様

経営企画課長

印

工 事 成 績 評 定 報 告 書

下記工事の成績評定の結果を報告いたします。

記

1. 工 事 名

2. 受 注 者

3. 評 定 点 点 別紙評定表のとおり

4. 評 定 区 分

- A : 100.0～85.0点（優れている）
- B : 84.9～75.0点（やや優れている）
- C : 74.9～65.0点（普通である）
- D : 64.9～55.0点（やや劣る）
- E : 54.9点以下（劣る）